

退職所得に係る市民税及び県民税の所得割の求め方

(平成25年1月1日以降適用)

●税額計算のながれ

退職所得の 金額 (注)	×	税率		=	税額(控除前)	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%			

税額(控除前)		-	控除額		=	退職所得に係る所得割額	
市民税額	県民税額		市民税	県民税		市民税額	県民税額
			×10%	×10%			

平成25年1月1日以降、税額の10パーセント税額控除の措置が廃止されます。

(注) 退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

●税額の計算方法

① 退職所得控除額を求めます。 ※所得税の計算で使用するものと同じです。

(所得税法30③・④)

○勤続年数が20年以下の場合 → 40万円 × 勤続年数

○勤続年数が20年を超える場合 → 800万円 + (70万円 × (勤続年数 - 20年))

※勤続年数は、1年に満たない月数、日数があるときには切り上げになります。

勤続期間が20年8ヶ月であれば、勤続年数は21年になります。

※上記金額が80万円に満たないときは80万円になります。

※障害者になったことにより退職した場合には上記金額に100万円加算されます。

② 退職所得の金額を求めます。 ※所得税の計算で使用するものと同じです。

(所得税法30②、地方税法50の3②、328の2②)

・勤続年数5年以下の法人役員等の場合

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額)

・上記以外の場合

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てます。

(地方税法20の4の2①)

③ 退職所得に係る所得割額を求めます。(税額は一律、市民税：6%、県民税：4%です。)

$$\text{市民税所得割額} = (\text{退職所得の金額} \times 6\%)$$

$$\text{県民税所得割額} = (\text{退職所得の金額} \times 4\%)$$

(地方税法35、50の3、50の4、314の3、328の2、328の3、地方税法附則7)

※市民税・県民税所得割額に100円未満の端数がある場合は、100円未満の金額を切り捨てます。

(地方税法20の4の2③)

●計算例

退職手当等の収入金額1,315万円、勤続年数25年の場合

① 退職所得控除額を求めます。※所得税の計算で使用するものと同じです。

$$800\text{万} + (70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年})) = 1,150\text{万円}$$

② 退職所得の金額 < (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 > を求めます。

※所得税の計算で使用するものと同じです。

$$(1,315\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 = 825,000\text{円}$$

(1,000円未満の端数がある場合切り捨て)

③ 退職所得に係る所得割額を求めます。

退職所得の金額

$$\text{市民税所得割額} \quad 825,000\text{円} \times 6\% = \underline{49,500\text{円}}$$

$$\text{県民税所得割額} \quad 825,000\text{円} \times 4\% = \underline{33,000\text{円}}$$

納入期限 … 退職手当を支払い、市民税・県民税を特別徴収した日の翌月10日まで